

【ケース 1】「遺産分割協議書がある場合」にご用意いただく書類です。

<必要書類>

| 書類名 | 備考 | 確認欄 |
|------------------|----------------------------------|-----|
| ・遺産分割協議書 | | |
| ・亡くなられた方の戸籍謄本 | 出生から死亡までの分が必要です | |
| ・相続人全員の戸籍謄本 | 亡くなられた方の現在の戸籍謄本に記載がない場合に必要です | |
| ・相続人全員の印鑑証明書 | | |
| ・相続手続依頼書兼受取書 | 当金庫所定書式（様式 8） | |
| ・非課税（特別）貯蓄者死亡届出書 | マル優（マル特）ご利用された方 届出書は各支店にございます | |
| ・通帳、証書 | 亡くなられた方の普通預金、定期預金等 | |
| ・出資証券 | 当金庫出資金をお持ちの方 | |
| ・貸金庫鍵、カード | 貸金庫契約があった方 | |
| ・未使用小切手、手形用紙 | 当座預金契約があった方 | |
| ・キャッシュカード | 普通預金、貯蓄預金等 | |
| ・来店して手続きされる方の実印 | | |
| ・ // の本人確認書類 | 運転免許証、健康保険証等 | |

- 書類関係は**原本**をお持ち下さい。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。
- 遺産分割協議書の作成がされていれば、通常、戸籍謄本や印鑑証明書等は網羅されています。
- 相続の内容により別途、書類をお願いする場合がございますので、ご承知おき下さい。

<当金庫所定書式へのご記入について>

| 当金庫所定書式へご記入される方 | 確認欄 |
|---|-----|
| 原則として「相続人全員」 但し、遺産分割協議書により、当金庫預金の相続者が特定されていれば、金庫書式への署名は、特定相続人のみで可です。 | |